

国際司法裁判所の管轄権の 時間的範囲に関する一考察

——PCIJ/ICJ の先例から何が導き出せるか——

薬 師 寺 公 夫*

目 次

- 第1章 問題の所在
- 第2章 二辺的義務を定めた条約の裁判付託条項に基づく裁判所の管轄権の時間的範囲
- 第3章 選択条項受諾宣言の合致に基づく裁判所の管轄権の時間的範囲
- 第4章 一般裁判条約に基づく裁判所の管轄権の時間的範囲
- 第5章 むすびにかえて

第1章 問題の所在

人種差別撤廃条約（ICERD）22条は、「この条約の解釈又は適用に関する2以上の締約国との間の紛争であって、交渉又はこの条約に明示的に定められている手続によって解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意しない限り、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所（ICJ）に付託される」と定める。類似の裁判条項は他の国連人権諸条約にも見られる。ホルジョウ工場事件管轄権事件判決も認めるように、条約の解釈・適用に関する紛争には条約規定に違反する状態を生じさせる何らかの作為又は不作為の存否に関する紛争が含まれており、さらに明示の条約規定の有無に拘わらず条約不履行の不可避的な補完として

* やくしげ・きみお 立命館大学名誉教授

の国家間の賠償をめぐる紛争が含まれる¹⁾。近年、武力紛争の多発と流動的な国際情勢を反映して、ジェノサイド条約9条、拷問等禁止条約30条、人種差別撤廃条約22条を管轄権の根拠にして国による国際人権法の重大な違反をICJに提訴する事例が増大する傾向にある。この現象にはICJ規程36条2項に基づく選択条項受諾宣言が74か国(2024年12月31日現在)と少なく、しかも宣言の更新時に留保が追加されていくため、同宣言を根拠として重大な紛争をICJに提起することが次第に困難になってきているのに対して、締約国数が比較的多い人権諸条約の裁判条項に基づく提訴は、ICJの事項的管轄権が当該条約の解釈・適用に限定されているものの、実体規定がobligations *erga omnes partes*を含んでいるとみなされるものが多いため、被侵害国でなくてもすべての条約当事国が裁判条項を利用することができるということも一因になっていると思われる。obligations *erga omnes partes*の違反の有無が争点となる紛争では、当該義務の被侵害国が当事者資格を有しないときにも、被侵害国以外の条約当事国が請求資格を認められ訴訟手続が開始されれば、被侵害国(又は特に影響を受けた国)も訴訟参加の形態をとて手続に参加することができる場合があり²⁾、ジェノサイド条約適用(ガンビア対ミャンマー)事件及びジェノサイド条約適用(南ア対イスラエル)事件のように³⁾、義務違反によって特に影響を受けた被侵害国(国家責任条

1) *Case concerning the factory at Chorzów (Claim for indemnity), Jurisdiction, Judgment of July 26th 1927*, PCIJ Ser. A, No. 29, pp. 20-21 and p. 23.

2) ただし参加の権利には制限がある。ジェノサイド条約のジェノサイドの主張(ウクライナ対ロシア)事件のICJ命令(2023年6月5日)は、USのICJ規程63条2項に基づく参加宣言を先決的抗弁段階では非許容と判断した。同条項に基づく参加は、問題の条項に拘束されていることを条件とするところ留保によりその条項に拘束されていない場合(米国は9条に留保していた)には、当該規定の解釈についての参加は認められない。*Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v Russian Federation), Admissibility of the Declarations of Intervention, Order of 5 June 2023, ICJ Reports 2023*, p. 354, at p. 377, paras. 96-97.

3) ジェノサイド条約適用(ガンビア対ミャンマー)事件で、原告国(1978年12月29日に加入)は2019年11月11日にICJ規程36条1項とジェノサイド条約9条を管轄権の基礎として被告国(1956年3月14日批准書寄託)を、ラカイン州等におけるロヒンギヤの人々に対する

文42条(b)(i)) でないいすれかの条約当事国が国家責任条文48条1項(a)の資格で同条2項(a)及び(b)の請求を目的として紛争を裁判所に提起することが可能になる。もちろん裁判条項に留保を付した国との間の紛争にはICJの管轄権は及ばない。しかし、*obligations erga omnes partes* の違反を、条約の裁判条項を根拠として複数の条約当事国（一方は被侵害国として、他方は共通利益請求国として）が、別個に訴訟を提起するような場合又は同一国が双方の資格を主張するような場合に、ICJは提訴された各紛争の主題並びに裁判所の管轄権の事項的・時間的な範囲をどのように決定しうるのか。

このような問題が生じる可能性を示唆するICJの最近の事案に人種差別撤廃条約適用（アゼルバイジャン対アルメニア）事件がある。原告のアゼルバイジャン（1996年9月15日条約加入）は、2021年9月23日にICJに、被告アル

る軍部隊等による重大な人権侵害がジェノサイド条約の諸規定に違反するとしてICJに提訴した。ミャンマーが特に影響を受けた被侵害国とみなしたバングラデシュ（1998年10月5日条約加入）は、9条に対して事件ごとにすべての紛争当事国の同意がある場合にのみICJの管轄権を受諾するという宣言を付していた。先決的抗弁判決は、国連の事実調査委員会の報告書をめぐる国連総会での両国の議論の応酬等から裁判所は、2019年11月11日の請求提出の時点ではガンビアとミャンマー間にジェノサイド条約の解釈・適用・履行に関する紛争が存在していた(*Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (The Gambia v. Myanmar), Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 2022, p. 477 at p.507, para. 77.*)と認定し、さらにジェノサイド条約に定める義務を遵守する共通利益によって、条約当事国は*erga omnes partes* な義務違反に対する他当事国の責任を平等に援用する資格を付与されていると判示した(*Ibid.*, p. 516, para. 108.)。他方、ガザ地区でのジェノサイド条約適用（南ア対イスラエル）事件で原告（1998年12月10日加入）は、2023年12月29日にジェノサイド条約9条を管轄権の基礎として被告国（1950年3月9日批准書寄託）を、「ハマスに対する戦争」として行われているガザ地区のパレスチナ一般住民に対する軍事行動がジェノサイド条約各条の違反にあたるとしてICJに提訴した。パレスチナはジェノサイド条約の当事国ではない。2024年1月26日のICJの仮保全措置命令は、裁判所は、南アがイスラエルによりガザ地区で行われた作為及び不作為の少なくともいくつかは条約規定に当てはまりうると見えるとして、ICJは9条に基づく一見したところの管轄権を有すると判断し(*Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v Israel), Provisional Measures, Order of 26 January 2024, ICJ Reports 2024, p. 3, at p. 16, paras. 30-31.*)、ガンビア対ミャンマー事件先決的抗弁判決の上記判示部分にふれて、南アには一見したところの紛争付託資格があるとした(*Ibid.*, pp. 16-17, paras. 33-34.)。

メニア（1993年7月23日条約加入）が1993年7月23日以降アゼルバイジャンに對してICERDの1条から7条に違反する行為を行ったことを認定し、その法的救済を与えるよう求める請求を提出した。これに対してアルメニアは先決的抗弁で、ICJには1993年7月23日以降1996年9月15日前までの期間（以下「問題の期間」という。）の同国の行為について、アゼルバイジャンの請求を審理する時間的管轄権がないと主張した⁴⁾。「問題の期間」は、第1次ナゴルノ・カラバフ戦争でアルメニア軍がアゼルバイジャンのナゴルノ・カラバフ及びその周辺地域に軍事侵攻して占領地域を拡大し、1994年5月の停戦合意後も占領地域においてアゼルバイジャン人の同地域からの追放、アルメニア人の入植政策等が推進されていた時期にあたる⁵⁾。ICJは、2024年11月12日の先決的抗弁判決で、アルメニアの抗弁を14対3で支持す

4) ICJ, *Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Azerbaijan v. Armenia) (hereinafter referred to as Application of ICERD Convention (Azerbaijan v. Armenia)), Preliminary objections, Judgment of 12 November 2024, General List No. 181*, available at <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/181/181-20241112-jud-01-00-en.pdf>> visited on 31 December 2024, at paras. 28 and 29.

5) 1991年に旧ソ連から独立したアルメニアとアゼルバイジャンはアルメニア人が多数を占める旧アゼルバイジャン社会主義共和国の自治州であったナゴルノ・カラバフの独立等をめぐって対立し、事態はアルメニア軍のナゴルノ・カラバフ及び周辺諸地域への軍事侵攻による第1次ナゴルノ・カラバフ戦争（1991年-1994年）、停戦とアルメニア軍によるナゴルノ・カラバフ及び周辺諸地域の占領支配（1994年-2020年）、第2次ナゴルノ・カラバフ戦争（2020年）へと発展したが、2023年9月のアゼルバイジャン軍の反撃によりアルメニア軍によるナゴルノ・カラバフ及び周辺地域の占領支配は終結し、「ナゴルノ・カラバフ共和国」は消滅した。この間双方の軍事行動や人種主義政策の実行等により紛争地域を中心に民族浄化や人種主義に基づく住民の虐殺・追放、民族固有の宗教施設・文化財等の破壊などの重大な人権侵害が行われ、アルメニア（2021年9月16日）とアゼルバイジャン（2021年9月23日）は、それぞれ他方の国をICERD諸条項に違反したとしてその責任を追及するための訴えを条約22条に基づきICJに提起した。Ibid., paras. 1-28; ICJ, *Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Armenia v. Azerbaijan), Preliminary objections, Judgment of 12 November 2024, General List No. 180*, available at <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/180/180-20241112-jud-01-00-en.pdf>>, paras. 1-37.

る決定を下した⁶⁾。この判決（多数意見）及び少数意見の詳細は別稿に譲るが、ごく概要のみ示せば、次のようであった。すなわち、判決は、本件においては、22条に基づく裁判所管轄権の時間的範囲を両国間に ICERD が効力を生じた日（アゼルバイジャンの条約加入日である1996年9月15日）に結びつけなければならないと述べて、これより前のアルメニアの行為については裁判所の時間的管轄権が及ばないと結論づけた⁷⁾。本件でアゼルバイジャンは、同国の訴えはアルメニアによる ICERD 違反行為の被侵害国としての立場で行われただけでなく ICERD がアルメニアに対して課した obligations *erga omnes partes*（全条約当事国に対する対世的義務）の擁護のための手続的受託者（procedural trustee）としての立場でも行われたと主張した。少数意見の中には、同国の請求が obligations *erga omnes partes* に關係しているから、本件紛争主題に対する ICJ の時間的管轄権の決定的期日はアルメニアに条約の効力が発生した日であり、したがって「問題の期間」のアルメニアの行為に裁判所の管轄権が及び、アゼルバイジャンは「問題の期間」のアルメニアの ICERD 違反行為を手続的受託者の立場で ICJ に提訴する当事者資格を1996年9月15日以降もつこととなったとする解釈も存在した⁸⁾。しかし ICJ は従来から、「規範の対世的性格と管轄権に対する

6) *Application of ICERD Convention (Azerbaijan v. Armenia)*, *supra* note 4, para. 63 and operative para. 101 (1). アルメニアは第1抗弁の代わりに、アゼルバイジャンは問題の期間に未だ ICERD の条約当事国ではなく当事者資格を欠いていたから訴えは受理非許容 (inadmissible) であるとする抗弁も提起していたが、ICJ は、第1抗弁を認めたので当事者資格に関する決定は不要と判断した (*Ibid.*, paras. 29, 34 and 64)。さらに判決は、「もし裁判所が本案の審理段階において1996年9月15日という決定的期日 (critical date) の前から始まった継続的違法行為 (breach by an act having a continuing character) 又は合成的違法行為 (breach consisting of a composite act) の存在を認定した場合には、原告国に対する被告国責任は決定的期日すなわち関係する義務が紛争当事国間に効力を生じたとき以降に生じた行為又は不作為に対して生じることになるであろう。それにも拘わらず、裁判所はこの点で、ICJ の管轄権内に入る被告国の決定的期日以降の行為の審理に關係する限りで、その日より前に生じた事実を考慮に入れることを排除されないであろう」と付け加えた (*Ibid.*, para. 62)。

7) *Ibid.*, para. 41, para. 47, para. 55 and paras. 62–63.

8) Dissenting opinion of Judge Cleveland, paras. 9–44, available at <<https://www.icj-cij.org>>.

同意の原則とは二つの異なる事柄であり」「紛争において対世的な権利及び義務が問題になっているという單なる事実がその紛争を審理する ICJ の管轄権を与えるわけではない」と指摘してきた⁹⁾。ICJ は、本件でも従来からの立場、すなわち、裁判所の管轄権が紛争当事国の合意に基づき両国間に効力を生じた1996年9月15日をもって決定的期日とし、条約不遡及の原則により別段の意思が証明されない限りこの日より前の出来事（事実、事態又は行為）には裁判所の管轄権は及ばない、とする立場を、その理由付けとともに確認した¹⁰⁾。判決が、本案段階では、「問題の期間」の出来事は審査の直接の対象とはならないが、本案においてアルメニアの行為が継続的行為又は合成的行為に当たると判断した場合には決定的期日以降の継続的又は合成的行為の認定に必要な限りでこの日より前の出来事をも考慮すると述べたこと（本稿注6）を斟酌すると、ICJ の本件における時間的管轄権に関する判決の判断は、裁判所の管轄権の時間的範囲に関する従来の ICJ の立場から見れば、予測可能で妥当な判断だったようと思われる。しかし、*obligations erga omnes partes* という性格をもつ国際義務の存在を認め、条約当事国であればどの国でも当事者資格をもつことを認め（訴追か引渡しかの義務事件判決、ジェノサイド条約適用（ガンビア対ミャンマー）事件先決的抗弁判決など）、前述のように専らこの資格に基づいて事件を提起する国が出始めている以上、全当事国間の対世的義務の違反の存否とその法的結果に関する決定を求める請求については、この義務違反を問われる国について条約義務が効力を発生した日をもって裁判所管轄権の時間的範囲を判断する基準日とみなすことに一定の合理性があることもまた否定できないだろう。

[org/sites/default/files/case-related/181/181-20241112-jud-01-06-en.pdf](http://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/181/181-20241112-jud-01-06-en.pdf) > visited on 31 December 2024.

9) *Armed Activities on the Territory of the Congo (New Application :2002) (Democratic Republic of the Congo v. Rwanda), Jurisdiction and Admissibility, Judgment, ICJ Reports 2006, p. 6, at p. 32, para. 64; East Timor (Portugal v. Australia), Judgment, ICJ Reports 1995, p. 90, at p. 102, para. 29.*

10) *Application of ICERD Convention (Azerbaijan v. Armenia), supra* note 4, paras. 42-47.

実際、1961年の欧州人権委員会の決定（オーストリア対イタリア事件決定）は、1950年欧州人権条約24条の国家の申立権は欧州人権公序の違反を取り上げるものだから、この義務的手続に基づく人権委員会の時間的管轄権は、被申立国について条約が発効しておれば、申立国に条約が発効した日より前の出来事についても及ぶとし¹¹⁾、2019年の人種差別撤廃委員会の決定（パレスチナ対イスラエル事件決定）も、義務的国家通報手続の下では両国が条約当事国であれば、被告国に条約が効力を生じた日以降の客観的義務違反を、原告国にはまだ条約が発効していなかった時点での違反であることを理由に審査対象としないことは、条約義務の *erga omnes parets* な性格に反すると解釈した¹²⁾。これに対して、アゼルバイジャン対アルメニア事件の ICJ 判決は、人権条約の履行監視を主要な役割とする条約実施機関の手続と国家間の紛争解決を任務とする ICJ の手続では機能が異なるとして、後者の手続においては条約不適及の原則に加えて当事者の同意原則、相互主義の原則、国家平等の原則こそが手続適用の本質的な要素であるという立場を採用した¹³⁾。オーストリア対イタリア事件でオーストリアが、ICJ 規程36条2項及び3項並びに1950年欧州人権条約46条1項及び2項に定める選択的な国際司法裁判所又は欧州人権裁判所の手続と対照的に、欧州人権条約24条の義務的な欧州人権委員会手続には人権公序を維持する機能が認められなければならないと主張していたこと¹⁴⁾、パレスチナ対イスラエル事件人種差別撤廃委員会決定では義務的な国家通報手続においてさえ国家通報手続の性格をめぐって多数意見と少数意見の間に見解の相違が生じていたこ

11) Decision of the Commission as to the Admissibility of Application No. 788/60 lodged by the Government of the Federal Republic of Austria against the Government of the Republic of Italy (hereinafter referred to as Decision of EComHR in *Austria v. Italy*), *YbECHR*, 1961 (Martinus Nijhoff, 1962), pp. 136-143.

12) UN Doc. CERD/C/100/5 (decision adopted on 12 December 2019, reissued on 15 July 2021) (hereinafter referred to as Decision of the CERD in *Palestine v. Israel*), pp. 7-12, paras. 37-61 and p. 13, para. 67.

13) *Application of ICERD Convention (Azerbaijan v. Armenia)*, *supra* note 4, para. 55.

14) Decision of EComHR in *Austria v. Italy*, *supra* note 11, p. 134.

と¹⁵⁾を考慮すれば、単純にICJと人権条約実施機関との性格の違いということだけで説明がつくわけでもないように思われる。したがって、ICJ及び人権条約実施諸機関の国家間手続の下で何が時間的管轄権に関する取扱いの差異をもたらすのかについて双方の手続の目的及び機能を含めた手がかりを見いだしたい。

執筆者の最終的な課題意識は、以上の点にあるが、上記の課題のすべてを本稿で検討することは不可能である。obligations *erga omnes partes*を含む国際人権条約の解釈又は適用に関する紛争をICJに付託することを約束した裁判条項に基づいてICJに付託された国家間紛争は、ジェノサイド条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約の裁判条項に基づくものなど既に相当数を数えている。その中にはICJの裁判管轄権の時間的範囲が争点になったものもいくつかある。そこで本稿では、それらの事件を検討するための予備的作業として、ICJ及びその前身である常設国際司法裁判所(PCIJ)が二国間条約又は多数国間条約の裁判条項、選択条項受諾宣言の合致並びに一般裁判条約に基づいて付託された国家間紛争において、提起された裁判所の管轄権の時間的範囲の問題にどのように対処してきたのかについて整理する作業を行うことにした。

第2章では、紛争に対するPCIJ/ICJの管轄権の時間的範囲が問題になるとき、しばしば先例として援用されるマプロマチス特許事件のPCIJ判決とアムバティエロス事件のICJ判決をまず取り上げる。両事件は委任統治受任国と他の連盟国又は通商航海条約の締約国間の相互の権利義務を定めた条約の解釈・適用に関する紛争に関係しており、ともに条約中の裁判付託条項を管轄権の根拠としてPCIJ/ICJに提訴された事件である。したがって、条約不適及原則に従って条約発効前の出来事に関する裁判所の時間的管轄権を否定してもよさそうに思えるが、両判決とも条約中の規定を

15) Decision of the CERD in *Palestine v. Israel*, *supra* note 12, p. 13, para. 67; Joint opinion by Committee members Bossuy, Ndiaye, Ko, Yanduan and Moreno, *ibid.*, pp. 16-17, paras. 11-15.

手がかりに、条約発効前の出来事に起因し条約発効後に生じた紛争に対する裁判所の時間的管轄権を全部又は一部認めた。判決が提示したとされる一般的命題のもつ意味を再検討しておきたい。続く第3章では、選択条項受諾宣言の合致を管轄権の根拠として紛争が裁判所に付託された事件を取り上げる。特定の条約の裁判条項を根拠とする事件と異なり、あらゆる種類の条約及び慣習国際法に関係する紛争が提訴されうるこの手続の下で諸国の関心は、留保を通じて裁判所の管轄権に付される紛争の事項的・時間的範囲を制限することに向けられる。そこでこの章では特に裁判所の管轄権についてベルギー・フォーミュラと呼ばれる留保を付した国との間に生じた紛争において、選択条項受諾宣言に基づく裁判所の管轄権が成立する時点をまたがって生じた紛争に対して、PCIJ/ICJ がどう対処してきたのかを検討する。最後に、ICJ 規程36条2項に類似する一般裁判条項に基づいて裁判所の管轄権が設定された事案についても第3章と同様の検討を行ってみたいと思う。なおアゼルバイジャン対アルメニア事件先決的抗弁判決では、裁判所管轄権の時間的範囲に入るか否かを決定するための基準日に「決定的期日 (critical date)」という概念を使用した。本稿もこの意味で「決定的期日」の概念を用いる¹⁶⁾。なおモロッコ憲法事件判決では crucial date の概念が用いられたが、意味が少し異なるので訳し分けた。

第2章 二辺的義務を定めた条約の裁判付託条項に基づく 裁判所の管轄権の時間的範囲

条約の解釈又は適用に関する条約当事国間の紛争を PCIJ/ICJ に一方的に付託することができることを定めた二国間又は多数国間条約の裁判付託

16) ICJ 規程36条の請求の受理許容性を決定する「決定的期日 (critical date)」は、通常請求が提出される日をいう、というときの決定的期日とは意味が異なる。See, Andreas Zimmermann & Christian J. Tams eds. *The Statute of the International Court of Justice: A Commentary*, Third ed. (Oxford U.P., 2019), p. 788, para. 130.

条項の中には、付託できる紛争又は紛争の原因となる出来事（事実、事態又は行為）の時間的範囲について明示的規定を置いていないものが少くない。そうした場合に、付託された紛争に対する裁判所の管轄権が及ぶ時間的範囲が紛争の対象となることがある。

前述のオーストリア対イタリア事件欧州人権委員会決定は、マブロマチス特許事件 PCIJ 判決が、疑わしい場合には国際協定に基づく管轄権はその設定後それに付託されたすべての紛争を含んでおり、多くの仲裁裁判条約に見られる条約締結前の出来事から生ずる紛争に対する留保は管轄権の明示的制限の必要性を証明していると述べたことを引用して、オーストリアが欧州人権条約の締結後に、これより前のイタリアの条約違反行為を欧州人権委員会に申し立てることを妨げるものではないとする決定の重要な根拠とした¹⁷⁾。このように、マブロマチス特許事件 PCIJ 判決は、裁判所の管轄権を時間的に制限する明示の規定がない限り、紛争当事国間に条約が発効した後に付託された紛争であれば、たとえ条約発効より前の出来事に起因する紛争であっても、裁判所の時間的管轄権を当該紛争に及ぼすことができることを認めた先例として、しばしば援用される。他方、アゼルバイジャン対アルメニア事件の ICJ 判決は、アムバティエロス事件 ICJ 判決を援用して、ICERD22条が請求の時間的範囲について明示的指示をしていなくても、条約当事国によるこの条項に基づく管轄権の付与は、管轄権の関連規則、すなわち、同意の原則及び、相互主義と国家平等の原則によって規律され、明示の規定が定められない限りこれらの原則の例外は認められないと述べた¹⁸⁾。アムバティエロス事件判決も、時には条約不適及の原

17) Decision of EComHR in *Austria v. Italy*, *supra* note 11, p. 136.

18) *Application of ICERD Convention (Azerbaijan v. Armenia)*, *supra* note 4, para. 50. 岩澤判事は、判決が ICJ の先例法理と一致していることの例証としてアムバティエロス事件を挙げたが、特に適及的適用を指示する特別の文言を含んでいるのでなければ、裁判付託条項の適用は不適及が推定されることに留意する。Sperate opinion of Judge Iwasawa, paras. 4, available at <<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/181/181-2024112-jud-01-03-en.pdf>> visited on 31 December 2024.

則と組み合わされて、紛争当事国間に特別の合意がなければ、条約発効より前に生じた出来事に起因する紛争に対する ICJ の時間的管轄権が及ばないことを示した先例として援用されることが少なくない。

そこで、本稿では、まずこの 2 つの事件を最初に取り上げることにする。マブロマチス特許事件もアムバティエロス事件も、PCIJ/ICJ の管轄権の根拠とされたのはパレスチナ委任状26条の裁判付託条項と1926年英国及びギリシャ間の通商条約の裁判付託条項であるが、紛争の内容は紛争当事国間の二辺的な権利義務に關係するものであった。

第1節 マブロマチス特許事件の PCIJ 判決

パレスチナ委任状26条は「受任国は、委任状の規定の解釈又は適用に関する受任国と国際連盟の他の連盟国との間にどのようなものであれ紛争が生じた場合には (if any dispute whatever should arise)、その紛争を交渉によって解決できないときは、国際連盟規約14条に定める常設国際司法裁判所に付託することを受諾する」¹⁹⁾ と定めていた。マブロマチス特許事件では、同条に基づいて1924年5月13日に PCIJ に提訴された連盟国（ギリシャ）と受任国（英国）間の紛争が委任状の発効前の出来事に起因するものであっても PCIJ の時間的管轄権の範囲内に入るか否かが争点の 1 つとなった。この事件では「決定的期日」という概念はまだ用いられていないが、委任状の効力発生日である1923年9月29日が実質上の基準日となった²⁰⁾。英国を受任国とする委任状の11条は、パレスチナのすべての天然資源又は既設・未設の公共事業及び施設の公的な所有又は管理を設定する完全な権限をパレスチナ行政庁に付与したが、受任国が受諾した国際義務に従うことを条件としており、この国際義務には英國がローザンヌ条約第12議定書（1924年8月6日発効）の下で負う義務、すなわち、1914年10月29日（トルコと連合

19) *The Mavromatis Palestine Concessions, Judgement of August 30th, 1924 (hereinafter referred to as The Mavromatis Judgment), PCIJ Series A, No. 2, p. 11.*

20) 英国に委任状が付与されたのは1922年7月24日である。英国とギリシャはともに国際連盟の原連盟国である。

国の戦争開始)より前にトルコ政府と他の締約国の国民との間で締結された特許(マプロマチスがエルサレム市で各種公共事業を行う特許がこれに当たる。)の効力を維持する義務(開始されていた特許を改訂する義務又はその他の特許を解除して支出費用を償還する義務)が含まれていた²¹⁾。しかしパレスチナ行政府及び英國がマプロマチスの特許と抵触する特許を1921年にルーテンベルグに付与し適切な対処をしなかったため、マプロマチスの国籍国であるギリシャは、外交的保護権を行使して英國と交渉したが解決に至らなかったので、PCIJに対して、パレスチナ行政府及び英國はマプロマチスがオスマントルコ当局との公共事業契約に基づき取得した権利を十分に尊重することを1921年以降違法に拒否したと認定し、マプロマチスが被った損失について賠償を命じるよう求めて提訴した²²⁾。1924年8月30日の管轄権に関するPCIJ判決は、「紛争とは、二主体間における法上又は事実上の点に関する不一致、法的見解又は利益の衝突である」²³⁾と定義した上で、エルサレム市のマプロマチスの特許について、英國の抗弁をしりぞけて裁判所の管轄権を認め、時間的管轄権にふれて次のように判示した。

「第1に、1924年4月に両国の見解の対立が明確な形をとったとき、及び、訴訟手続が開始されたときに、パレスチナ委任状は効力を生じていたことが想起されなければならない。裁判所の意見では、疑わしい場合には、国際協定に基づく管轄権は、その設定後にそれに付託されたすべての紛争に及ぶと考える。本件では、『どのようなものであれ紛争が生じた場合、その紛争』をPCIJに付託しなければならないと定めた26条自身の文言がこの

21) See, *The Mavromatis Judgment*, *supra* note 19, pp. 17-26. 当初の11条案にはセーブル条約311条の義務が明記されていたが、同条約が発効しないことが明確になった時点では、これに代わるローザンヌ条約及び議定書はまだ作成されておらず、委任状の採択が急がれたことから、受任国が受諾した国際義務という文言が11条に入れられたことが認められる(*Ibid.*, p. 24.)。ギリシャの提訴は12議定書の発効前に行われたが、PCIJはこの瑕疵は同議定書発効後に治癒できる軽微なものだとして、英國は委任状11条に基づき英國が負う国際義務にはマプロマチスの特許に関する第12議定書に定める義務が含まれることを認めた。

22) *Ibid.*, pp. 7-9, pp. 13-15, p. 19 & p. 35.

23) *Ibid.*, p. 11.

解釈を指し示していると思われる。多数の仲裁裁判条約に付された条約締結より前の出来事から生じる紛争に関する留保は、管轄権に対する制限は明確でなければならないこと、したがって、上記の解釈原則の正しさを証明しているように見える。ある時点において二国間に紛争が発生したという事実は、時間的管轄権が存在するか否かを決定するための十分な基礎であり、これに対して、紛争へと導く出来事 (events leading up to a dispute) のどのような決定も、多くの場合、紛争の本案と分かち難く結びつくものである」(傍線筆者)²⁴⁾。

つまり、受任国と他の連盟国の間に生じる委任状の解釈又は適用に関する紛争（委任状11条に定める国際義務の違反の有無をめぐる紛争）は、委任状が紛争当事国間に効力を生じた日（1923年9月29日）以降に発生（1924年4月）したものであれば、紛争の原因がこの日より前の出来事（1921年のルーテンベルグへの特許付与）にあったとしても、PCIJの時間的管轄権の範囲内に入ると判断されたことになるが、委任状11条に定める国際義務すなわちマブロマチス特許を尊重する義務を定めたローザンヌ条約第12議定書が発効したのは（1924年8月6日発効）、先決的抗弁判決（同年8月30日）が出る直前であった。ブスタンテ判事の反対意見は、本件の基礎となる事実は委任状が発効する前の1921年9月にパレスチナ占領当局として行動した英國がセーブル条約に代わるローザンヌ条約第12議定書の下での義務（オスマントルコが付与した特許の尊重義務）に違反する特許をルーテンベルグに付与したことにあるが、この義務は委任状に明記された国際義務といえるか否かが曖昧な上、委任状26条は委任状の効力発生（1923年9月29日）後に生ずる将来の紛争についてPCIJの管轄権を認める規定であるにも拘わらず、26条を委任状の効力発生の前に生じた事実に遡及適用したことになるから認められないと述べて、多数意見を批判した²⁵⁾。委任状に定める義務の違反行為は委任状発効後に生じたものでなければならないとする意見を意識して

24) *Ibid.*, p. 35.

25) Dissenting opinion by M. De Bustamante, *ibid.*, p. 76 at pp. 80-81.

か、判決には、委任状に定める国際義務の最初の違反がいつだったかに拘わらず違反は継続しており、したがって委任状の義務が適用されるとする説明が追加されている²⁶⁾。

本件ではマブロマチス特許の保護が条約上の国際義務として結晶化するのはローザンヌ条約第12議定書の発効を待たねばならなかつたが、この義務の存在はセーブル条約起草の時から両国間で疑われておらず、委任状11条の起草過程でも「国際義務」として認識されていたこと、当初マブロマチスと受任国との間の紛争であったものがギリシャの外交的保護権の行使により1924年4月には連盟国と受任国間の国際「紛争」に転化していたこと、これらを踏まえて委任状26条が「どのようなものであれ紛争が生じた場合、その紛争」を PCIJ に付託することを義務づけていたことから、判決（多数意見）は「紛争」と「紛争へ導く出来事」を区別して、前者の発生が委任状の効力発生（1923年9月29日）後であればたとえ後者がこの日より前に生じていても、裁判付託条項に対する明確な留保等のない限り、「紛争」に対する PCIJ の時間的管轄権が及ぶとみなしたことが看取できよう。しかし本 PCIJ 判決の一部は、しばしばこのような具体的前提を抜きに、疑わしい場合には国際協定に基づく裁判所の管轄権はその設定後に付託されたすべての「紛争」を含んでおり、この「紛争」から条約締結前の出来事から生じるもの除外するためには留保等の明示的制限を必要とするという一般的命題を肯定したものとして援用されるようになっている。

第2節 アムバティエロス事件の ICJ 判決

マブロマチス特許事件 PCIJ 判決とは正反対に、裁判付託条項その他に遡及効を認める特別の条項がない限り、紛争当事国間に条約が発効する前に生じた出来事に起因する紛争には裁判所の時間的管轄権が及ばないという推定が働くとする主張の根拠とされるのがアムバティエロス事件の ICJ 判決である。事件の概要は次のようにある。

26) *The Mavromatis Judgment*, *supra* note 19, pp. 35-36.

1919年に英國政府から9隻の船舶を購入したギリシャのアムバティエロスが船舶引渡しの遅延のため多大の損害を被り、1922～23年に英國で英國政府に対して損害賠償訴訟を起こしたが、裁判手続においても文書非開示等の不公平な取扱いを受けた。そこでアムバティエロスの国籍国であるギリシャが1925年以降、英國の行為は1886年のギリシャ・英國間通商航海条約に違反するとしてその是正を求めるとともに、同國の請求を同条約附属議定書に従って仲裁裁判に付すよう要求した。しかし英國はこの要求を拒否し続けた。1926年8月31日には1886年条約に代わる1926年通商航海条約が発効し（1886年条約は同日失効した。）、同条約中には1886年通商航海条約の内容を引き継いだ類似規定（実体条項及び裁判付託条項）がいくつか定められた。1951年4月9日に、ギリシャは1926年通商航海条約の29条（裁判付託条項）及び同条約に付された宣言を根拠に、①英國はアムバティエロスの取扱いに関する両国間の紛争を1886年条約の附属議定書又は1926年条約に定める仲裁手続に付す義務を負うこと、②ギリシャは両国間の紛争の本案についてICJに訴えることができること、の確認を求める訴訟をICJに提起した²⁷⁾。1886年条約の附属議定書には1886年条約の解釈又は実施について生じることのあるすべての紛争を「仲裁委員会（the Commission of Arbitration）」に付託すると定めた規定があった。他方、1926年条約の29条は、この条約の規定の適切な解釈又は適用について生じることのあるすべての国家間紛争を仲裁に付託し（1項）、並びに、別段の合意がなければ仲裁裁判所をPCIJ（後にICJ規程37条によりICJと読み替えられる。）とする（2項）と定めた。さらに1926年条約に付された宣言（「1926年宣言」）が、この条約は1886年条約に基づく私人のための請求を害するものではなく、このような請求の有効性について二国間に生ずることのあるすべての紛争を1886年条約の附属議定書の規定に従って仲裁に付託すると定めた（傍線は筆者）²⁸⁾。そこでICJ

27) See, *Ambatielos case (jurisdiction)*, Judgment of July 1st 1952, *ICJ Reports* 1952, p. 28, at pp. 30-33; *ICJ Pleadings, Ambatielos Case (Greece v. United Kingdom)*, pp. 5-12.

28) *Ambatielos case (jurisdiction)*, Judgment of July 1st 1952, *supra* note 27, pp. 34-36.

は、「1926年宣言」の規定が1926年条約29条にいう「この条約の規定」に当たり、したがって、ICJは1926年宣言の規定の解釈又は適用に関する紛争についても決定し、適切な場合に『仲裁委員会』に付託すべきことを判定する管轄権を有するが、アムバティエロスの請求の有効性に関するいかなる紛争も1926年宣言が定めるように『仲裁委員会』による仲裁に付されなければならない、と認定した²⁹⁾。この結果1952年の先決的抗弁判決で、ICJは、アムバティエロスの請求の本案を決定する管轄権はないが、同請求の1886年条約に基づく有効性に関する紛争を1926年宣言に従って仲裁に付す義務を英国が負うか否かについては決定を下す管轄権があると判示し、続く1953年本案判決で、英国は1926年宣言に従って1886年条約の下でのアムバティエロスの請求の有効性に関する紛争を仲裁に付託する義務を負うと決定した³⁰⁾。

本稿の主題に即してやや乱暴に要約すれば、本件では、英国・ギリシャ間の1926年通商航海条約29条に定める同条約の解釈・適用紛争の範疇に、1886年通商航海条約の解釈・適用に関する紛争が事項的・時間的に含まれるか否かが実質上争われ、1926年宣言の解釈を通じて1886年条約に基づく私人のための請求の有効性に関する紛争を1926年条約それ自体の解釈・適用紛争と同列視した。ただし、この解釈・適用紛争については1926年条約29条をそのまま適用するのではなく、1926年宣言に基づいて1886年条約附属議定書に定める仲裁委員会手続によることとした。つまり、マブロマチス特許事件でPCIJが、委任状11条の解釈・適用紛争にローザンヌ条約第12議定書に定める特許保護義務を読み込んだ手法と、本件のICJが1926年条約の解釈・適用紛争に1926年宣言に基づく1886年条約の利益享受者の保護義務を読み込んだ手法との間には大差はないようにも思われる。ただし、マブロマチス特許事件PCIJ判決とは異なり、「紛争」と「紛争へと導く出

29) *Ibid.*, pp. 41–44, in particular p. 44.

30) *Ibid.*, p. 46; *Ambatielos case (merits: obligation to arbitrate), Judgment of May 19th, 1953, p. 10* at p. 23.

「来事」を区別して前者の発生が紛争当事国間での委任状の発効後であれば後者は委任状の発効前の出来事であっても問題ではないという見方はしていない。むしろこれと180度異なるような条約不遡及の議論が展開されている。それは次の事情による。

ギリシャの請求に対する先決的抗弁において英國は、本件に対するICJの管轄権は1926年条約29条に由来しなければならないが、29条は1926年条約の規定の解釈又は適用に関する紛争を扱う管轄権のみをICJに付与しているから、たとえ1926年条約が1886年条約と類似の規定を定めていたとしても、英國・ギリシャ間に1926年条約が効力を生じた同年8月31日より前の出来事には適用できないので、29条を含め同条約の規定はギリシャの請求の基礎をなす1922～23年の行為には適用できないと主張した³¹⁾。この主張はギリシャの「類似条項理論 (similar clauses theory)」に対抗するもので、同理論によれば、1926年条約の実体規定が1986年条約の実体規定と類似する場合には、1926年条約29条により、これらの類似規定のいずれの違反に基づく請求の有効性についても、たとえその違反の全部が1926年条約の発効前に起こったものであってもICJが裁判できる、と主張された³²⁾。ICJは、「類似条項理論を認めることは条約29条に遡及効を与えることを意味するが、1926年条約32条はこの条約（全条項を意味する）が批准後ただちに効力を生ずると定める。遡及効を認める解釈を必要とするような特別の条項又は特別の目的 (object)があるのであれば、この結論は論駁されえたであろうが、そのような条項も目的も本件には存在しない。したがって、1926年条約のどの規定も、批准より前に効力を生じていたとみなされなければならないとすることは不可能である。」（傍線筆者）と述べて、類似条項理論をしりぞけた³³⁾。

31) *Ambatielos case (jurisdiction), Judgment of July 1st 1952, supra note 27, pp. 39-40.*

32) *Ibid.*, p. 40.

33) *Ibid.*, p. 40. 「とにかく、1926年条約の32条の文言は、この条約の選択された規定に対するいかなる遡及効も排除する」（*Ibid.*, p. 41）とも述べる。

ICJは、1926年条約の諸規定が有する不遡及の壁をスキップするためにギリシャが唱えた類似条項理論という特異な主張を却けるために、1926年条約の32条を援用することに加えて、遡及効を認める解釈を必要とするような特別の条項又は特別の目的が定められていないことを根拠として同条約諸規定の不遡及を説明した。前述したように、ICJ判決は「1926年宣言」に依拠して1886年条約の下でのアムバティエロスの外交的保護の有効性に関する紛争を処理する方法を見いだしていたから、条約法全体に影響を与えるかねないギリシャの類似条項理論に与することなく1926年条約規定の不遡及論を用いることによって類似条項理論を封じ込めたものと考えられる。しかしICJ判決の下線を引いた部分は、その後本件の文脈を離れて一般的に援用されるようになっている。

以上のようにマブロマチス特許事件 PCIJ判決も、アムバティエロス事件 ICJ判決も、問題となった条約の解釈又は適用に関する紛争については、未だ「決定的期日」という概念を用いてはいないが、紛争当事国間に当該の条約（裁判付託条項を含む。）が効力を生じた日を PCIJ/ICJ の管轄権行使のための事実上の基準日に設定していたといえる。上述したように、いずれの事件も、一般的命題に依拠しなくとも、マブロマチスの特許又はアムバティエロスの取扱いをめぐる二国間の紛争は委任状26条又は1926年通商航海条約29条に定める条約の解釈又は適用に関する紛争だと解釈する方法や手がかりをそれぞれの条約規定の中に見いだすことができたケースであり、実際に PCIJ も ICJ もその方法を用いることで最終結論を導き出しており、専ら一般的命題からの演繹法によって結論を導いたのではない。したがって条約中に別段の意思が証明できる場合を除いて、裁判付託条項に基づく裁判所の時間的管轄権は当該条約が紛争当事国間に効力を生じて以降に提起されたすべての「紛争」に及ぶ、又はその反対に、条約には不遡及の原則が適用されるので別段の意思が証明されない限り、条約の解釈又は適用に関する紛争は、当該条約が紛争当事国間に効力を生じる前に生じた出来事にはそもそも条約が適用できないから裁判所の時間的管轄権が及

ばないとする一般的命題は、それ自体一定の状況下では正しい命題ではあっても、事案の事情に十分な考慮を払った適用が必要であろう。なお、PCIJ 及び ICJ が条約の解釈・適用紛争に関する裁判付託条項を根拠としてそれぞれの裁判所に提起された二つの先例には共通の特徴がある。それは、両事件が対象とした条約が基本的には条約当事国間の二辺的な権利義務を扱った条約であったということである。したがって条約当事国が条約に基づいて負った国際義務は国際社会全体又は条約当事国全体に対する客観的義務というより特定の条約当事国との間で主観的に生じる義務という性格を強く帯びるものであった。したがって、裁判付託条項に従って条約の解釈・適用紛争を裁判所の管轄権に付託する場合の紛争発生時点を評価するための基準日を主観的・二辺的な権利義務が効力を生じた日すなわち紛争当事国間に条約が効力を生じた日とみなすことには合理性があった。しかし、国際社会全体に対する義務のような客観的義務が登場してくるとすべてを二国間の二辺的・主観的な義務のネットワークとみなす考え方で対処することだけで十分かどうか、後に疑問が提出されることになる。

しかし、この問題に取りかかる前に、処理しておかなければならぬ作業がある。それは、一般裁判条約に基づき PCIJ/ICJ に事件が付託された場合の裁判所の時間的管轄権の問題と、PCIJ/ICJ 規程の36条 2 項及び 3 項の選択条項受諾宣言の合致によって裁判所に紛争が付託された場合の裁判所の時間的管轄権の問題である。前者は、ICJ 規程でいえば36条 1 項の系譜に属す事前の合意に基づく裁判管轄権の設定であるという点では、選択条項受諾宣言の合致する範囲で ICJ の義務的管轄権が設定される36条 2 項の管轄権設定とは区別されるが、前者も後者も裁判に付託する対象事項が単独条約の解釈・適用紛争を裁判付託する条項とは決定的に異なる（例えば時間的制約のない慣習国際法の適用・不適用をめぐる紛争も対象に入る）。以下ではまず選択条項受諾宣言の合致による管轄権設定がなされる場合の裁判所の時間的管轄権について先に検討する。

第3章 選択条項受諾宣言の合致に基づく 裁判所の管轄権の時間的範囲

特定の条約の解釈又は適用に関する当事国間の紛争に事項的管轄権が限定されている裁判条項とは異なり、ICJ 規程36条2項に定める選択条項受諾宣言の合致によって裁判所に付託される国家間の紛争は、同条項の(a)～(d)に定める事項に関するすべての法律的紛争が含まれる。したがって特定の分野の条約に限らずあらゆる分野の条約及び慣習国際法に関する紛争が管轄権の対象となりうる。そこで選択条項受諾宣言を行う国は、選択条項受諾宣言によって国際裁判に付託する紛争の事項的・人的・時間的範囲を予め一定の範囲に制限し又は一定類型の紛争を義務的な管轄権から除外する留保を付すことが少なくない。実際、PCIJ/ICJ 規程当事国は選択条項を受諾するに当たり相当幅広い事項的・人的・時間的留保を付しており、中には自己判断留保や隨時修正留保などその有効性が疑問視されるものも含まれている³⁴⁾。しかも選択条項受諾宣言に付された留保には相互主義³⁵⁾が働くため、PCIJ/ICJ の管轄権は、紛争当事国双方の受諾宣言が一致する範囲でのみ行使されることになる。裁判所の時間的管轄権を制限する典型的留保としては、裁判所の管轄権を「選択条項受諾宣言の発効後に発生す

34) 杉原高嶺『国際司法裁判制度』(1996年、有斐閣)、134-172頁。

35) 杉原高嶺、同書、172-180頁。ただし、ニカラグア事件 ICJ 管轄権等判決は、「相互主義の概念は、留保を含めて締約した約束の範囲及び内容には関係するが、約束の設定、期間又は解消といった形式的条件には関係しない」と判示し、6ヶ月の予告により終了(変更を含む。)できるという条件を付した米国の受諾宣言をニカラグアとの相互主義に基づき同時に変更できるとする米国の主張をしりぞけた。 *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Jurisdiction and Admissibility, Judgment of 26 November 1984, ICJ Reports 1984, p. 392*, at p. 419, para. 62. cf. Separate opinion of Judge Mosler, p. 464. See, Edith Brown Weiss, *Reciprocity and the optional clause, Lori Damrosch, The International Court of Justice at a Crossroads (Transnational Publishers, 1987)*, pp. 82-105.

る事態又は事実に関して受諾宣言発効後に生じた紛争」に限定する留保（ベルギーの宣言に由来するので「ベルギー型宣言」と呼ぶ。）が有名である。以下では選択条項受諾宣言に付された留保の裁判所管轄権に対する法的効果が争われた若干の代表的事例を取り上げて、留保に適用される相互主義が裁判所の時間的管轄権にどのように作用したのかを検討する。この検討を行うためには、紛争又は紛争の原因となる出来事（事態、事実、行為）の発生日が裁判所の時間的管轄権の範囲内に入るのか否かを判断するための基準日を設定することが必要となるが、以下ではこの基準日がどのように設定されていたのかをまず先に確認しておく。

第1節 裁判所の時間的管轄権の有無を判定するための

実質的基準日の設定

マブロマチス特許事件 PCIJ 判決及びアムバティエロス事件 ICJ 判決が、裁判所に管轄権を付与する裁判付託条項を含んだ条約が紛争当事国間に効力を生じる日をもって、紛争が裁判所管轄権の時間的範囲内に入るか否かを判断する基準日に設定していたことに鑑みれば、選択条項受諾宣言の合致により裁判所管轄権の基礎が設定される場合も、この基準日は通常遅れて選択条項受諾宣言を行った紛争当事国の宣言寄託日になると考えられる。しかし紛争当事国的一方が時間的管轄権の範囲を紛争だけでなく紛争の原因となる出来事についても受諾宣言寄託後に生じたことを条件とする留保を付した場合には、裁判所管轄権の時間的範囲は留保が決定づけることになるから、そのような留保を付した国の受諾宣言寄託日又は受諾宣言が指定した日が基準日となると一応考えられる。

モロッコ磷酸塩事件では、ベルギー型宣言を付したフランスの選択条項受諾宣言の寄託日（1931年4月25日）か、単に宣言後に生じる法律的紛争にのみ管轄権を認めると述べたイタリアの選択条項受諾宣言の寄託日（1931年9月7日）か、いずれを「決定的な期日（crucial date）」にするかが争われた。フランスは、自国の宣言が相互主義に基づきイタリアとの関係で有効になる1931年9月7日を決定的な期日だと主張したのに対して、イタリア

は時間的制限を定めているのはフランスの宣言だけだから1931年4月25日にすべきだと反論した³⁶⁾。PCIJは本件の事実状況(1057-1058頁)からいずれの国が主張する期日をとっても裁判所が下す結論に変更をもたらすものではないから、この点について意見を表明することを要請されていないと感じると判示した上で、最終的にはイタリアの請求は一般的な側面も限定的な側面とともにフランスによる強制管轄権の受諾後の事態又は事実について生じたものではないと結論づけた³⁷⁾。実質的にはフランスの受諾宣言の日をもって紛争の原因となる出来事に関する判断の基準日としたことは明らかだが、フランスの宣言がフランスに発効した日又はそれがイタリアとの間に相互主義により効力が生じた日のいずれを「決定的な日」とするのかにはあえて明確な判断をしなかった。

ソフィア電気会社事件でも、ベルギー型宣言を付したベルギーの受諾宣言(1926年3月10日発効)と何らの留保も付さないブルガリアの受諾宣言(1921年8月12日発効)について、PCIJは、規程36条2項の相互主義規定が適用されることに留意しつつ、「両当事国は、紛争が生じたのは1937年6月24日、すなわち、両国間に裁判所規程36条の下で管轄権の結びつきが設定された日である1926年3月10日の後であったことに合意している」と述べた³⁸⁾。PCIJの表現の仕方から見れば、両国間に管轄権が成立した日が基準日となることを示したものと思われる。

他方ICJも、インド領通行権事件本案判決で、1930年2月5日の後の事態又は事実に関して同日後に生じるすべての紛争に対する裁判所の管轄権

36) *Phosphates in Morocco, Judgment of June 14th 1938, PCIJ Series A/B No. 74*, p. 25. フランスの受諾宣言は「この宣言の批准後の事態又は事実に関してこの宣言の批准後に生じることのあるいずれの紛争」についてもPCIJの義務的管轄権を受諾すると定め、イタリアの受諾宣言は、「(PCIJ 規程36条2項(a)～(d)) の種類に関係する法律的紛争であってこの宣言の批准後に生じるもの」についてPCIJの管轄権を受諾すると定めていた(*Ibid.*, p. 22.)。

37) *Ibid.*, p. 25 and p. 29.

38) *The Electricity Company of Sofia and Bulgaria, preliminary objection, Judgment of April 4th 1939, PCIJ Series A/B No. 77*, p. 75 and pp. 80-81. ブルガリアは、1926年3月10日を「実質的な日 (material date)」という呼び方をしている (*Ibid.*, p. 81.)。

を認めるインドの受諾宣言（1940年2月28日発効）と、PCIJ 規程当事国として1920年12月16日にポルトガルが行った選択条項受諾宣言の前及び後の出来事から生じた紛争が含まれるという条件を付したポルトガルの受諾宣言（1955年12月19日発効）の下で、「（裁判所に提訴された紛争は1954年まで発生し得なかったということは）インドの宣言が裁判所の管轄権の同国による受諾の条件とした時間的条件を満たす」と述べた³⁹⁾。ポルトガルよりも時間的に狭い範囲の紛争に裁判所の管轄権を設定するインドの受諾宣言が言及した1930年2月5日を、提起された紛争に対するICJの時間的管轄権の有無を判断するための実質的基準日にしていることがうかがわれるが、本件でICJは「決定的期日」については何も語っていないし、紛争当事国の受諾宣言寄託日にもふれていない。

これに対して、武力行使（ユーゴスラビア対ベルギー）事件では、仮保全措置を求めるユーゴスラビアがICJの管轄権の一応の根拠の一つとして両国の選択条項受諾宣言の合致を主張した。ユーゴスラビアの受諾宣言（1999年4月26日寄託）は、この宣言の署名後の事態又は事実に関してこの宣言の署名後に生じた又は生じることのあるすべての紛争に対するICJの管轄権を認めると定め、他方ベルギーの受諾宣言（1958年6月17日寄託）は、1948年7月13日より後の事態又は事実に関して同日後に生じる法律的紛争に対するICJの管轄権を認めると定めていた⁴⁰⁾。ユーゴスラビアが、裁判所は宣言作成者の意図を基礎に置いて宣言の意味を確認しなければならず、宣言のテキストは1999年4月25日より後に実際に生じたすべての紛争を考慮に入れることを許容していると主張したのに対して、ICJの仮保全措置命令は、「本件に対して裁判所が管轄権を有するか否かを評価するためには、

39) *Case concerning right of passage over Indian territory, preliminary objections, judgment of November 26th 1957, ICJ Reports 1957, p. 125, at pp. 140-141; Case concerning Right of Passage over Indian Territory (Merits), Judgment of 12 April 1960, ICJ Reports 1960, p.6, at pp. 33-34.*

40) *Legality of Use of Force (Yugoslavia v. Belgium), Provisional Measures, Order of 2 June 1999, ICJ Reports 1999, p. 124, at pp. 132-133, paras. 22-23.*

宣言のテキストに照らし、裁判所に提訴された紛争が1999年4月25日すなわち宣言が署名された日の前か後かのどちらで発生したか決定すれば十分である」と述べた⁴¹⁾。ICJはこの事件でも「決定的期日」の概念を使用していない。ICJが時間的管轄権の有無を判断するために実質的な基準日とした1999年4月25日は、紛争当事国の中より狭い時間的管轄権を受諾する宣言を付したユーゴスラビアの受諾宣言署名日であるとともに両国間に受諾宣言に基づく管轄権が設定された日でもある。

なおインターハンデル事件では、選択条項受諾宣言後に生じる法律的紛争 (legal disputes hereafter arising) についてICJの管轄権を受諾すると宣言した被告国米国 (1946年8月26日発効) が、時間的留保を付さずにICJの管轄権を受諾したスイス (1948年7月28日発効) の訴え (ワシントン協定等に基づく非敵国資産の返還の訴え) に対して、両国間の紛争は米国の受諾宣言の発効より前に生じたこと (第1抗弁)、並びに、当該紛争は米国とスイス間に受諾宣言の効果が生ずる1948年7月28日より前に生じたこと (第2抗弁) を理由にICJの時間的管轄権に異議を唱えた⁴²⁾。ICJは、第1抗弁について本件の紛争主題の主請求部分はアメリカにあるインターハンデル社資産の原状回復にあり、この紛争は実際には1948年7月26日 (スイスの請求に対する米

41) *Ibid.*, pp. 133-134, paras. 24-26. なお仮保全措置命令は、モロッコ磷酸塩事件 PCIJ 判決が PCIJ 規程36条2項の相互主義規定の効果として紛争当事国の一が受諾宣言に付した時間的制限は紛争当事国間で妥当すると述べたこと (*Phosphates in Morocco, Judgment of June 14th 1938, supra* note 36, p. 10.)、アングロイラン石油会社事件 ICJ 判決が相互主義を条件として受諾宣言がなされる場合、管轄権を付与する二つの宣言が一致する範囲でのみ ICJ に管轄権が付与されると述べ、それがカ梅ルーン・ナイジェリア間の陸地及び海域の境界事件判決でも確認されたことを、先例として引用している (*Anglo-Iranian Oil Co. case (jurisdiction), Judgment of Jury 22nd, 1952, ICJ Reports 1952, p. 53*, at pp. 103-104; *Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria, Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 1998, p. 275*, at pp. 298-299, para. 43.)。

42) *Interhandel Case, Judgment of March 21st 1959* (hereinafter referred to as *Interhandel Judgment*), *ICJ Reports 1959*, p. 6, at pp. 10-11. With regard to the Declarations of the USA and Switzerland under article 36 (2) of the ICJ Statute, see *ICJ Pleadings, Interhandel Case (Switzerland v. USA)*, pp. 370-371 (Exhibits 24 & 25). 米国は、インターハンデル社に関する紛争は1945年半ばまで遡ると主張した。

国の拒否回答の日）になって発生したこと、また仲裁・調停義務に関する代替的請求部分も1957年1月11日（スイス提案に対する米国の拒否回答の日）に発生したことが確認できるから米国の受諾宣言の後に生じた紛争であると述べて米国の主張をしりぞけた⁴³⁾。米国は第2抗弁において、スイスの宣言には留保は付されていないが、相互主義の原則により両国間ではICJの管轄権は1948年7月28日の後に生じた紛争に制限されるのでなければ、裁判所の強制的管轄権が遡及的に適用されたことになる、と主張したが、ICJは「相互主義は、ICJの管轄権をより広く受諾した国が他の当事国が設定した受諾に対する留保を援用することを可能にするが、そこで相互主義の効果は終わる」と述べて（この点での反対意見はない）、主請求部分に対する米国の抗弁をしりぞけ、代替的請求部分は1957年まで紛争が生じていない（上述）という理由で米国の主張をしりぞけ、ICJの時間的管轄権を肯定した⁴⁴⁾。選択条項受諾宣言の相互主義には紛争当事国の相手側が付したより制限的な留保を援用できるという側面と、裁判所の時間的管轄権は時間的に遅く行われた選択条項受諾宣言の後に発生した紛争に限定される側面とがあるが、インターハンデル事件判決は、後者の側面は無条件ではないことを示唆する。本件の米国の宣言は、ベルギー型宣言のような紛争の原因となる事態又は事実に関する時間的留保を含んでおらず、紛争の発生に関する留保のみが付されていた。しかも米国が第1抗弁で米国の受諾宣言の発効日を、第II抗弁でスイスの受諾宣言の発効日を、それぞれICJの時間的管轄権の有無を判定する基準日に設定したので、ICJはこれに応じて、いずれの基準日から見ても、本件紛争の実際の発生日はスイスの請求主題と米国の対応の仕方から見て、第1抗弁基準日又は第2抗弁基準日より後に発生したか、第2抗弁基準日より前に発生した部分について米国の主張した相互主義は何らの留保も付していないスイスには対抗できないと判断した

43) *Interhandel Judgment*, *supra* note 42, pp. 20-22. ただし判決は国内的救済不完了を理由にスイスの請求をしりぞけた。

44) *Ibid.*, pp. 22-23.

たと思われる。

以上のように、選択条項受諾宣言の合致を裁判所の管轄権の根拠とする場合には、紛争又はベルギー型宣言のように紛争の原因となる出来事を含めて裁判所の時間的管轄権を制限する留保を受諾宣言に付すことが一般化し、中には特定の年月日より前の出来事を除外するような種類の受諾宣言も付されている。この実状の下で、PCIJ/ICJには、時間的管轄権の有無を判断するための基準日を実質上設定する実行が見られる。ただし実質的な基準日となるのは紛争当事国の内裁判所の時間的管轄権をより大きく制約する受諾宣言が効力を生じる日又は宣言が指定する日であることが多いが、受諾宣言の多様な規定の仕方のために一定していない。選択条項受諾宣言の合致を管轄権の根拠とする訴えでは、「決定的期日」概念に依拠することも殆ど見られない。しかし、名称は別として、受諾宣言に付された時間的留保によってどのような紛争が裁判所の時間的管轄権から除外され又は逆に管轄権の範囲内とされてきたのかが重要な問題であるから、以下に代表的な事件でこの点を確認しておきたい。

第2節 紛争と紛争の原因となる出来事の関係

——裁判所の管轄権が行使される紛争と行使されない紛争

上述のインターハンデル事件判決が示唆するように「紛争」主題をどう捉えるか、その主題に関する国家間の「紛争」の発生時点はいつなのか自体が事件の重大な争点となることも少なくないので一律に言うことはできないが、単に「紛争」についてのみ裁判所の時間的管轄権を制約する留保に比べ、「紛争」を生じさせた「出来事（事態、事実、行為）」まで裁判所の時間的管轄権を制約するベルギー型宣言の場合には、より複雑な問題、例えば、「紛争」を発生させたとされる「出来事」が真正な又は直接的な紛争の原因といえるのかといった問題を惹起させる点で両者がどのような関係にあるのかの性格づけをめぐって紛争をより複雑なものにすることが少なくない。「紛争」は紛争当事国双方の選択条項受諾宣言の条件を満たすように見えて、紛争の原因となる「出来事」がこの条件を満たさないために

裁判所の時間的管轄権が否定されるということが起こりうる。以下では、紛争は前節で述べた実質的判断の基準日より後に発生したが、その原因となるとされた「出来事」はこの基準日より前に発生していたとして、裁判所の管轄権が争われた代表的事件の若干をとりあげる。ただし、ベルギー型宣言の下でも、「紛争」が発生した時点の方がむしろ争点となった紛争もあるのでまずそれを検討した上で、これとは異なる「紛争」を生じさせる「出来事」が争点となった事件を検討する。

(i) 「紛争」の発生時点が裁判所の時間的管轄権を決定するための争点となつた事例——武力行使（ユーゴスラビア対ベルギー）事件

武力行使（ユーゴスラビア対ベルギー）事件において、ユーゴスラビアは、NATO 加盟国の一員としてユーゴスラビアの空爆に参加したベルギーをICJ に提訴して、紛争主題は、ベルギーによる他国に対する武力行使禁止義務、他国の国内事項不干渉義務など多数の国際義務の違反にあると主張するとともに、武力行使の停止等を求める仮保全措置を要請したが、ICJ の管轄権の一つを選択条項受諾宣言の合致に基礎づけた⁴⁵⁾。ICJ の時間的管轄権をより狭く限定したユーゴスラビアの受諾宣言（1999年4月25日署名、26日寄託）は、「この宣言の署名後の事態又は事実に関するこの宣言の署名後に生じた又は生じることのあるすべての紛争に対する ICJ の管轄権を認める」と定めており、①「紛争」が1999年4月25日の後に生じただけでなく、②「紛争」の対象となった「事態又は事実」もこの日付より後に生じたことを要件としていた。ユーゴスラビアは、1999年4月28日、5月1日、5月7日と続いた同国への空爆を例に挙げて、これら個々の空爆がそれ固有の「即時的な違法行為 (instantaneous wrongful acts)」を生じさせているとして、これらの各「出来事 (events)」が法及び事実に関する意見の対立すなわち別々の「紛争 (a number of separate disputes)」を発生させているから、

45) *Legality of Use of Force (Yugoslavia v. Belgium), Provisional Measures, supra* note 40, pp. 125-129, paras. 1-9. これ以外にジェノサイド条約9条も根拠にした。

一見したところのICJの管轄権が認められると主張した⁴⁶⁾。しかしICJは、「原告国が選択した紛争の定式化に特別の注意を払いつつも、両当事国の立場を検討した上で当事国を隔てている紛争を、客観的基礎に基づいて決定するのはICJ自身である」⁴⁷⁾という先例に従った。

1999年のICJ仮保全措置命令は、問題に答えるには、裁判所に提起された「紛争」が4月25日より前又は後のいずれで生じたかを決めればよいとして、ユーゴスラビアの請求状の表題が同国に対する武力行使となっていること、紛争主題に関する記述が個別空爆というより一般的であること、請求の定式が同国領域への空爆の停止となっていること等から、裁判所の求められている本質部分はユーゴスラビア領土に対する空爆をめぐる紛争でその停止が求められているとみなした⁴⁸⁾。さらに命令は、空爆が3月24日 начавшийся 4月25日を越えて続けられた事実、3月24~26日の安保理においてユーゴスラビアとベルギーを含むNATO諸国との間に空爆自体の合法性をめぐる紛争が生じていた事実、4月25日の後も空爆が続いた事実は紛争の発生日を変更するわけではなく、ユーゴスラビアは別個の新たな紛争の発生を証明しなかったとみなした⁴⁹⁾。その上で、受諾宣言に一方の当事国が付した時間的制約は当事国間で適用されると述べたモロッコ磷酸塩事件PCIJ判決や受諾宣言が相互主義を条件とする場合には二つの宣言が一致する限度でのみ裁判所に管轄権が付与されると述べたアングロイランニアン石油会社事件ICJ判決を援用して、本件の双方の紛争当事国の受諾宣言は一見したところの管轄権を提供しないと決定した⁵⁰⁾。

要するに、ユーゴスラビアが受諾宣言に付した同国はこの宣言の署名

46) *Ibid.*, pp. 133-134, para. 25.

47) *Fisheries Jurisdiction (Spain v. Canada), Jurisdiction of the Court, Judgment of 4 December 1998, ICJ Reports 1998*, p. 432, at p. 448, paras. 29-30.

48) *Legality of Use of Force (Yugoslavia v. Belgium), Provisional Measures*, *supra* note 40, p. 134, paras. 26-27.

49) *Ibid.*, pp. 134-135, paras. 28-29.

50) *Ibid.*, p. 135, para. 30. なおアングロイランニアン事件判決については前掲注41参照。

(1999年4月25日) 後に生じる紛争についてのみ ICJ の管轄権を受諾するとの留保は自動的に両国間関係に適用できると認め、したがって同年3月24日に開始された空爆に関するユーゴスラビアとベルギー (NATO 諸国) 間の法律的紛争に対しては両国の選択条項受諾に基づく ICJ の時間的管轄権は及ばないと判定したといえる。ユーゴスラビアは個々の空爆の「出来事」をそれぞれ別個の「紛争」と構成したが、ICJ は主に請求状の内容の解釈からユーゴスラビア領域への空爆行為の停止を求める单一の紛争と認定したことになる。インターハンデル事件とは異なるが、何をもって「紛争」(の主題) と捉えるかについて、一つの先例を提供する事案であることは間違いない。このように「紛争」の主題及びその発生時点を特定すること自体が困難な争点となる場合があるが、さらに「紛争」の発生時点では紛争当事国に合意がある場合にもベルギー型宣言の適用範囲をめぐって争いが生じる場合があるので、それを簡潔に見ておきたい。

(ii) 「紛争」に関する「出来事」の発生時点が裁判所の時間的管轄権を決定するための争点となった事例

——モロッコ磷酸塩事件、ソフィア電気会社事件、インド領通行権事件
モロッコの磷酸塩事件では、2種類の紛争、すなわち、①モロッコ当局による磷酸塩採掘の独占の制度が平等な経済的自由を定めた1906年アルヘシラス一般決定書及び1911年仏独協定(後にイタリア加入)に定める義務に違反するか否か、②イタリア国民の鉱床発見者としての認定申請を却下しさるに裁判拒否を行うことによって既得権尊重義務を定めた上記国際条約に違反したか否かの二国間の「紛争」が、実質的な基準日(1931年4月25日)の後の1934年3月10日(イタリア外務大臣の要請に対するフランス外務大臣の最終的拒絶の日)頃に発生したことについては両国の間に争いはなかった。しかし、紛争を発生させた「事態又は事実」をめぐって両国の意見が対立した。PCIJ は、①の紛争について、「違反は1920年の勅令の結果である。主張された独占を構成する本質的事実したがってこの独占に関する紛争を実際に引き起こした事実は、これらの勅令の中に探さなければならない」が、

これらの勅令は裁判所の管轄権の外にあると判断し、その後の裁判拒否(1931～33年)及びモロッコによる北アフリカ磷酸塩カルテルへの参加(1933～34年)の「事実」は本件紛争を実際に生じさせた「事実」に該当しないとした。②の紛争についても、「国際法の違反、すなわちそれ自体で直接国際責任を生じさせる決定的な行為を探すのはこの決定(鉱床発見者の申請を却下した1925年1月8日の鉱務省の決定)の中である。この行為が国に帰属し他国の条約上の権利に違反することで、二国間で直ちに国際責任が成立する」と認定し、この「事実」もまた実質的基準日より後の「事実」に該当しないと判示して、その後のフランス当局の行為は本件紛争を生じさせた要因ではないと認定した⁵¹⁾。

またソフィア電気会社事件において、PICJは、1937年6月24日にベルギー公使がブルガリア首相宛の書簡で、ソフィア市と会社間の紛争にブルガリアの行政・司法機関が介入し、1923年及び1925年の混合仲裁裁判所裁定で定められた電力料金算定方式に関する同国の権利を侵害したこと等により国際義務に違反したと主張した日を「紛争」の発生日とみなし、「紛争」自体は裁判所管轄権の認定基準日(1926年3月10日)より後に発生したことを認めた。しかし、ベルギーが同紛争は1934年11月24日のブルガリア鉱務局の石炭価格の決定が原因で発生したと主張したのに対して、ブルガリアは同紛争が上記混合仲裁裁判所裁定で設定された電力価格計算方式に

51) *Phosphates in Morocco, Judgment of June 14th 1938, supra* note 36, pp. 23-29. ①に関連してイタリアは、フランスの独占は継続的及び漸進的な違法行為で「決定的な期日」後の一定の行為(1931～33年の裁判拒否と1933～34年のモロッコ磷酸塩管理機関の北アフリカ磷酸塩カルテルへの参加)により完成したと主張した。また②に関連して、1925年の決定は未完了の違法行為で「決定的な期日」後の一定の行為(フランス外務省の覚書きや書簡など)により最終的に確定したと主張した。しかし PICJ は、モロッコの管理機関のカルテル参加は、①の紛争の真正な原因であるモロッコ当局による磷酸塩の独占をもたらした独立の事実ではなく、また1920年の勅令になんらの変更ももたらすものでもなかったとした。また判決は、②の紛争の既得権侵害を構成し国際責任を直接もたらすのは1925年の決定であって、その救済を提供しなかった裁判拒否が違法行為及び責任の成立に何らの影響も与えるものではないとみなした。なお事件全般については横田喜三郎「モロッコの磷酸塩の事件」『国際判例研究Ⅱ』(1970、有斐閣)、167-176頁参照。

起因すると主張して PCIJ の時間的管轄権を争った⁵²⁾。PCIJ は、混合仲裁裁判所裁判がベルギーの請求する権利の淵源ではあるが、本件「紛争」を発生させてはいないとし、「それに関して紛争が発生したとされる事態又は事実は、紛争の真正な原因 (real cause of the dispute) でなければならない。本件においては、それはそれ自体について争いのない電力価格計算方式ではなくその方式の特定の適用についてベルギー政府がブルガリア当局を非難した後の諸行為のことを指すのであって、その後の諸行為が争点をなしておらず、これこそが紛争を生じさせた事実を構成するとみなされなければなら（ず）」、本件ではそれは「1934年のブルガリア鉱務局の決定、ブルガリア裁判所の1936年10月24日と1937年3月27日の判決であり、これらは認定基準日の後の事実である（るから）」「ベルギーの受諾宣言にある時間的制限に基づく抗弁は十分な根拠がない」と判示した⁵³⁾。

ICJ における先例としては、インド領通行権事件判決が挙げられよう。インドの受諾宣言は「1930年2月5日より後に生じるすべての紛争」に対する ICJ の管轄権を認めていた。ICJ は、本件には三つの紛争主題、すなわち、① ポルトガルのインド領域内飛び地間の通行権の存否、② 1954年7月のインドによる通行権の妨害の有無、③ 義務不履行から生じる違法な事態の救済、があり、これら三つの主題がすべて出現する1954年7月まで紛争は発現することができなかったとして、「紛争」の発生は、インドの受諾宣言に定める時間的条件（1930年2月5日より後の紛争であること）を満たしていることをまず確認した⁵⁴⁾。他方紛争が同日後の「事態又は事実」に関して生じたものでなければならないというもう一つの時間的要件については、

52) *The Electricity Company of Sofia and Bulgaria, preliminary objection, Judgment of April 4th 1939, supra note 38, p. 81.*

53) *Ibid.*, pp. 81-82. なお事件全般については横田喜三郎「ソフィア電気会社の事件」『国際判例研究Ⅱ』（1970、有斐閣）、197-216頁参照。

54) *Case concerning Right of Passage over Indian Territory (Merits), Judgment of 12 April 1960, supra note 39, p. 34.* 仮にポルトガルの通行権に関する紛争の一部の側面のみをとつてみても1954年までは法的見解の衝突といえる紛争は生じていなかったとも述べる。

紛争の「真正な原因 (real cause)」といえるような事実又は事態のみが考慮対象となるところ、1954年までは飛び地の実態が若干の軽微な出来事を発生させていたかもしれないが、通行は権利論争もなく実行されていたところ、1954年になって飛び地への通行権の存在及びインドによる義務の不履行に関する論争が生じたとして、紛争全体にわたる真正な原因に該当する事態は管轄権決定のための基準日の後に発現した、したがってインドの受諾宣言が定める管轄権の時間的条件は満たされていると認定した⁵⁵⁾。

以上要するに、ベルギー型受諾宣言の下では「紛争」自体だけでなく、紛争を生じさせることになった「真正な原因」である「事態又は事実」が管轄権の有無を決定するための基準日の後に発生したことを証明しなければ、裁判所の時間的管轄権は否定される。「紛争」主題の特定及び「紛争」の発生時点一つをとっても容易に判定できないことがあることに加えて、紛争に関連する事態又は事実の内、紛争の「真正な原因」とそうでないもの（例えば紛争当事国の権利又は義務の淵源ではあるが紛争の発生には直接関係しないもの）を区別することは、新たな困難をもたらす。紛争に関連する事態又は事実として、紛争の原因となる原告国の権利又は利益の創設行為と侵害行為の区別、侵害行為と国内救済手段との区別が問題となっていることを先例は示す。紛争主題の特定の問題とも関連して紛争の「真正な原因」とそうでないものの区別というアプローチをとるモロッコ燐酸塩事件判決及びソフィア電気会社事件判決と紛争の結晶化というアプローチを探るインド領通行権事件判決のアプローチとでは着目点に違いがあるが、要は紛争とそれに関連する事態又は事実の密接で直接的な関係性を事件の事情に照らして判断することの重要性が指摘されており⁵⁶⁾、裁判所の時間的管轄権を

55) *Ibid.*, pp. 34-35. See, Andreas Zimmermann & Christian J. Tams eds., *supra* note 16, pp. 770-771, para. 94.

56) 後述の財産事件の小和田判事反対意見は、PCIJ/ICJの判例には二つのアプローチがあり、
①紛争の基礎にある権利の起源ではなく紛争の「真正な原因」である「事実又は事態」に
注意を向け、紛争の真正な原因を決定する実体的な問題を強調するアプローチ（モロッコ
燐酸塩事件判決、ソフィア電気会社事件判決）と、②紛争を出来事の連環を全体として捉

特定する上で、請求主題及び紛争主題の確認、紛争の発生時点の特定、紛争と紛争に関連する事態又は事実間の密接で直接的な関係の有無を事件ごとに確認することの重要性が示唆される。

第4章 一般裁判条約に基づく裁判所の管轄権の時間的範囲

平和的解決に関するアメリカ条約（ボゴタ規約）の31条及び紛争の平和的解決のための欧州条約（欧州紛争解決条約）の1条のように、ICJ 規程36条2項に定めるのと同じ紛争をICJに付託することを約束した一般裁判条約を根拠としてICJに付託された紛争においても時間的管轄権が問題になった事例がある。以下では欧州紛争解決条約1条及び27条の適用が争点となつた二つの事件のみをとりあげる。

第1節 決定的期日の決定

欧州紛争解決条約は、1条で条約当事国間に生じることのあるすべての国際的な法律的紛争を一定の条件の下にICJに付託することを条約当事国に義務づけるが、27条(a)で、「紛争当事国間にこの条約が効力を生じる前の事実又は事態に関する紛争」についてはこの義務は課されないと定める⁵⁷⁾。したがって、条約1条を根拠として提訴された紛争がICJの管轄権の時間的範囲内に入るか否かの判断の基準日は、原則として紛争当事国間にこの

え、紛争の構成要素のサイクルを完成させることにより紛争を結晶化させる事実又は事態に注意を向け、事実又は事態が具体的な形で紛争を生じさせる決定的要因を構成するようになる時点を特定することによって紛争の結晶化のプロセスという形式的側面を強調するアプローチ（インド領通行権事件判決）の二つの傾向が見られるが、これらのアプローチは同一の事態を見る際の角度が異なることを示すもので、相互に排他的なものではなく二つのアプローチとともに強調されていることは紛争とその紛争を生じさせる事実又は事態との密接で直接的な関係性の重要性であると、指摘する。Dissenting opinion of Judge Owada, *Certain Property (Liechtenstein v. Germany), Preliminary Objections, Judgment of 10 February 2005, ICJ Reports 2005*, p. 6 at pp. 56-57, paras. 26-28.

57) Council of Europe, *European Treaty Series*, No. 23, Peaceful Settlement of Disputes, 29. IV. 1957, Article 27.

条約が効力を生ずる日ということになる。ICJは、「決定的期日 (critical date)」という概念を、欧州紛争解決条約を根拠としてICJに提訴された事件において使用しており、ICJの時間的管轄権の有無を判断するための基準日を「決定的期日」と表現するようになったのはこの頃からと推定される。一般裁判条約の場合も、特定の条約の解釈・適用紛争に関する裁判付託条項の場合も、基準となる日は原則として紛争当事国間に条約が効力を生じる日に設定されている。欧州紛争解決条約に基づき提訴された財産事件判決でも国家の裁判権免除事件のイタリアの反訴に関する命令でも、紛争当事国間に欧州紛争解決条約の効力が発生した日（前者では1980年2月18日、後者では1961年4月18日）が「決定的期日」とみなされた⁵⁸⁾。しかし条約27条(a)が紛争に関する「事実又は事態」が紛争当事国間に条約が効力を生じる前に発生している場合にはICJの管轄権から除外する条項であるため、選択条項受諾宣言に付されたベルギー型宣言と同じ問題を生じさせた。

第2節 紛争と紛争の原因となる出来事の関係

——財産事件と国家の裁判権免除（反訴）事件

ICJ判決によれば、財産事件の紛争主題は、ドイツ国内裁判所が1995年以降の絵画返還訴訟において、チェコスロバキアのベネシュ布告（1945年）によるリヒテンシュタインの絵画没収措置に米英仏独間の戦争問題処理条約第6章3条を適用してドイツ国内裁判所の審査権限を否定した際に、ドイツは中立国財産をドイツ在外資産とみなしたことによって、①リヒテンシュタインの財産に対して負う国際義務に違反したか否か、②違反した場合にどのような国際責任を負うかにあるとされた。この「紛争」の発生は、1998～1999年の2国間協議及び2000年のドイツ外務大臣からリヒテンシュ

58) *Certain Property (Liechtenstein v. Germany), Preliminary Objections, Judgment of 10 February 2005, supra* note 56, pp.15-16, paras.18-19, pp. 19-20, paras. 29-31, p. 22, para. 39, p. 25, para. 48, pp. 26-27, para. 52; *Jurisdictional Immunities of the State (Germany v. Italy), Counter-Claim, Order of 6 July 2010, ICJ Reports 2010*, p. 310, at p. 316, para. 17, pp. 318-321, paras. 23-30.

タイン外務大臣に宛てた書簡に鑑み、決定的期日（1980年2月18日）の後であることは明らかであった⁵⁹⁾。しかし、この紛争を発生させた「事実又は事態」が決定的期日後に生じたか否かについて裁判官の意見は分かれた。

多数意見は次のようにいう。1990年代の絵画返還訴訟でのドイツ国内裁判所の諸決定が紛争の引き金を引いたことに疑いはないが、紛争がこれらの出来事にのみ関係するというためには、① 戦争問題処理条約第6章3条が中立国財産には適用されないと了解が両国間に存在したにも拘わらず、ドイツが立場を変更したか、② 同条約第6章3条に従ってドイツ在外資産について執られた措置の合法性を審理する権限がドイツ国内裁判所にはないというドイツの判例法理を、初めて中立国財産に適用したことで両国間に紛争を生じさせる新事態を発生させたか、を証明しなければならない⁶⁰⁾。①につきドイツが立場を変更したことを示す事実は存在しない。しかし②については、没収国がドイツ在外資産とみなしてとった措置には条約第6章3条が適用できるとした国内判例があり、絵画事件のドイツ国内裁判所の決定もこの先例法理を単に確認したものに過ぎないから、紛争の実質的な原因はベネシュ布告及び戦争問題処理条約第6章3条にあり、本件の決定的期日より前の事実又は事態に関する紛争に該当し、この紛争に対してICJ

59) *Certain Property (Liechtenstein v. Germany), Preliminary Objections, Judgment of 10 February 2005, supra* note 56, p. 19, para. 26 and pp. 18-19, paras. 24-25. 事件はベネシュ布告12号によりドイツ民族財産とみなされチェコスロバキアに没収されたリヒテンシュタイン公爵所有の絵画が1991年にケルン美術館に貸し出されたのを契機に、リヒテンシュタイン皇太子からケルン市に対して返還訴訟がドイツの裁判所に提起されたが、ケルン地方裁判所がこの訴えを棄却し、最終的にドイツ憲法裁判所がこの決定を支持したことに端を発する。1954年の戦争問題解決条約第6章3条により賠償のためにドイツの在外資産に対して執られた措置についてドイツの裁判所には審理の権限がなく、この無権限は、ドイツ統一に伴う最終解決条約でも維持された。ICJでドイツは紛争主題をベネシュ布告による没収措置の合法性の問題と捉えてこの点での紛争は両国間に存在しないと主張したが、ICJは両国間にはリヒテンシュタインの財産をドイツの裁判所がドイツ在外資産とみなしたことによって紛争が発生したとみなした。

60) *Ibid.*, p. 25, para. 49.

は時間的管轄権を有しない⁶¹⁾。他方反対意見（4判事）は次のような点で一致していた。ソフィア電気会社事件 PCIJ 判決及びインド領通行権事件 ICJ 判決を踏まえれば、ベネシュ布告及び戦争問題処理条約は本件紛争の歴史的背景を示すものではあるが、絵画返還訴訟のドイツ裁判所の諸決定はそれらを単に確認したものと見ることはできず、条約規定を初めて中立国財産に適用した点で紛争の実質的な原因又は紛争の結晶化をもたらした新たな事態とみなしうるから、ICJ の時間的管轄権が及ぶ、と⁶²⁾。

国家の裁判権免除事件のイタリアの反訴に関する ICJ の命令によれば、両当事国は1943～1945年のドイツの重大な国際人道法違反行為により被害を受けたイタリア国民に対してドイツが現在賠償義務を負っているか否か、またどの程度負っているかについて見解を異にしており、イタリアの反訴の主題は賠償義務の存在とその範囲の確認にあり、この「紛争」が決定的期日（1961年4月18日）より後に生じたことは明白である⁶³⁾。しかしこの紛争の淵源となる「事実又は事態」が、①在独イタリア財産等の処理を除き一切の対独請求権の放棄を定めた1947年2月10日締結の対伊平和条約（77条

61) *Ibid.*, pp. 25–27, paras. 50–52 and para. 54, dispositif (2).

62) Dissenting opinions of Judge Owada, *ibid.*, pp. 57–62, paras. 29–44; of Judge Elaraby, pp. 41–46, paras. 6–18; of Judge Kooijmans, pp. 31–34, paras. 8–18; of Judge ad hoc Berman, pp. 73–80 paras. 8–24. 同種の事件を扱ったリヒテンシュタイン皇太子対ドイツ事件 (no. 42527/98) の欧州人権裁判所判決は、財産権の侵害に関する申立人の請求部分は1946年チエコスロバキア当局による当初の没収に関するものではなく、ドイツの裁判所手続において絵画の所有権に係る本案の決定を拒否され自己の所有と主張した絵画がチエコに返還されたことにに関する不服であるから、時間的管轄権の行使は排除されないと判示して本案の検討に進んだ事例 (*Prince Hans-Adam II of Liechtenstein v. Germany, no. 42527/98, judgment of 12 July 2001, Reports of Judgments and Decisions 2001–VIII, 1* at pp. 32–33, paras. 81–87.) がある。

63) *Jurisdictional Immunities of the State (Germany v. Italy), Counter-Claim, Order of 6 July 2010, supra* note 58, pp. 317–318, paras. 19–22. See also, Joint declaration of Judges Keith and Greenwood, *ibid.*, pp. 323–326, paras. 3–9. イタリアは1947年の対伊平和条約での対独請求権の放棄は、1961年の独伊賠償協定によって取って代わられ、この2協定による賠償義務が独伊間の賠償義務の基礎となるはずであったが、その後のドイツの国内立法措置等により義務は履行されていないという解釈をとった。

4項）なのか（決定的期日より前の出来事）、それとも、④ドイツが経済的性質の未解決問題のためにイタリアに金銭賠償を支払うこと並びにナチの迫害措置を受けたイタリア国民に対してドイツが賠償を支払うことをもって両国間のすべての問題の最終的解決とすることを定めた1963年9月16日発効の第1協定（1条）並びに1963年7月31日発効の第2協定（1条及び3条）なのか、それとも、⑤1953～2000年の間にドイツがナチ体制の被害者のために制定した諸立法（2000年の記憶・責任・未来基金設立法を含む。）が、すべてのイタリア人被害者に受給資格を認めるものではないことを判示したドイツの国内裁判所の諸決定なのかについて問題が生じた⁶⁴⁾。ICJは、13対1でイタリアの反訴は受理非許容（時間的管轄権の要件と直接関連性の要件の内前者の欠如を理由に）と判定したが、その際に、1943～45年のドイツの国際人道法の重大な違反はイタリア国民の賠償請求権の淵源とはなるが紛争の実質的な原因とはいえないしつつ、他方で、1961年の協定はイタリアに関するして戦争直後に設定された賠償制度を越える特殊かつ限定された約束をしたものであるが、本件で賠償請求権を持つと主張しているイタリア国民の法的状態を変更するものではなく、彼らの法的状態は1947年の対伊平和条約の請求権放棄条項の範囲と効果に関する評価並びにドイツによる同条項の援用資格に関する両当事国の見解の相違と分かちがたく結びついており、また、ナチ体制の被害者に対する賠償に関する1953年以降2000年までのドイツの国内立法も、またこの立法の下で一定のイタリア国民が賠償を受けていない事実も、関係イタリア国民に賠償を支払うドイツの国際義務についての「新しい事態」を構成するものではないと判示して、イタリアが反訴により提起しようとした紛争は決定的期日より前の事実及び事態に關係するものだと結論した⁶⁵⁾。

64) See, *Jurisdictional Immunities of the State (Germany v. Italy), Counter-Claim, Order of 6 July 2010*, *supra* note 58, pp. 313-318, paras. 8-22.

65) *Ibid.*, pp. 319-321, paras. 26-30. ただしトリンダーデ判事の反対意見は、1947年対伊平和条約の制度と1961年協定の制度は全く別個の制度で連続性はなく、1947年条約の請求権放

以上の二つの事件は一般裁判条約に管轄権の基礎を置き、紛争当事国双方に裁判付託義務が生じる日を「決定的期日」とした点で条約の解釈・適用紛争に関する裁判条項に「決定的期日」概念を導入する先鞭をつけたものと思われるが、欧州紛争解決条約ではベルギー型受諾宣言が導入されているために、選択条項受諾宣言のベルギー型受諾宣言が提起したのと同じ問題を生じさせた。「紛争」そのものだけでなく紛争に関連する「事実又は事態」も決定的期日後に生じていることを紛争に対する時間的管轄権行使の要件とするために、何が「真正な原因」となる「事実又は事態」なのかが問題となるが、それは個々の事件のあらゆる事情を検討した上で決定することが求められた。

第5章 むすびにかえて

本稿では人権条約の裁判付託条項に基づく裁判所の時間的管轄権の問題（第1章）を検討するための前作業として、従来の①二辺的条約の裁判付託条項、②選択条項受諾宣言の合致、③一般裁判条約の下でPCIJ/ICJに付与された裁判管轄権の時間的範囲に関する先例法理を検討した（第2～第4章）。その結果、少なくとも次のことが指摘できると思われる。

第1に、裁判所の時間的管轄権の有無を判定するために、判定のための基準日が設定されてきた。①及び③では原則として、紛争当事国間に条約関係が成立する日（遅れて条約当事国となった国に条約が発効した日）が基準日とされ、最近では「決定的期日（critical date）」と呼ばれる傾向がある。他方、②では選択条項受諾宣言に付された時間的留保及びその留保の相互主

棄条項にも拘わらず、1961年の協定が国際人道法の重大な違反の被害者であるイタリア人に対する賠償義務を認めたことにより、ナチの迫害の被害者に対する継続的な賠償制度の法的根拠を与えた点で、反訴の紛争主題の淵源となる新しい事態に該当し、したがってICJに時間的管轄権が認められる、との考え方を示した（Dissenting opinion of Judge Cançado Trindade, *ibid.*, pp. 390-396, paras. 158-178.）。

義的効果によって裁判所の管轄権の時間的範囲が決定されるため、より時間的制約の大きい選択条項受諾宣言の寄託日又はそれにより指定された日が基準日とされる傾向が強い。ただ実行は必ずしも統一的ではなく、「決定的期日」の概念を用いる実行も見られない。

第2に、「紛争」（又は紛争主題）及びその発生日の特定がそれ自体で紛争当事国間の重要な争点になることがある（インターハンデル事件、武力行使（ユーゴスラビア対ベルギー）事件等）が、②ではベルギー型留保などの時間的留保が、「紛争」の発生日だけでなく「紛争」を生じさせた「出来事（事態、事実又は行為）」の発生日をも基準日以降に生じたことを要求するため、裁判所の時間的管轄権の決定は一層複雑であった。「紛争」の発生が基準日の後であってもその「真正な原因（real cause）」となる「出来事」が基準日の前に発生した場合、「紛争」が基準日をまたぐ継続的行為の場合、合成的行為が基準日以降に「紛争」に結晶化した場合など、裁判所の時間的管轄権を決定するためには、事件の「紛争」主題と援用される出来事（紛争の対象となる権利義務の形成行為、直接の侵害行為とその救済手段の関係等）との間の因果関係の直接性又は真正性が事件の諸事情に照らして十分に検討されることが要請された（モロッコ燐酸塩事件、ソフィア電気会社事件、インド領通行権事件等）。これは多様な紛争を対象とせざるをえない③についても、同種の問題が発生し、これまでの先例を見る限り同様の処理方法が採用されてきた（財産事件、国家の裁判権免除（反訴）事件等）。

これに対して第3に、①では裁判所の事項的管轄権が当該条約の解釈・適用に関する紛争に狭く限定されるが、条約の実体的義務が効力を生じるのは原則として紛争当事国間に条約が発効して以降（条約法条約28条）になるため、条約の発効より前に当該条約の解釈・適用紛争は発生しないと推定される。しかし、①の下での管轄権行使の先例とされるマブロマチス特許事件とアムバティエロス事件で PCIJ（疑わしき場合は基準日前の出来事への管轄権行使は認められる）と ICJ（管轄権の適切的解釈は条約に特別の条項又は目的がある場合を除き認められない）は正反対の命題を提示した。両事件は条約

等の規定から基準日より前の出来事に裁判所の管轄権を及ぼすことが導ける事例だったといえるが、要するに条約の解釈・適用・履行に関する紛争の範囲を条約上どう解釈するかが後の事件（ジェノサイド条約適用諸事件、訴追か引渡しかの事件、人種差別撤廃条約適用事件等）で問われることになる。

第4に、インターハンデル事件 ICJ 判決は、「相互主義は、ICJ の管轄権をより広く受諾した国が他の当事国が設定した受諾に対する留保を援用することを可能にするが、そこで相互主義の効果は終わる」と述べて、イスの選択条項受諾宣言との時間的相互主義を援用して同宣言発効前に発生した「紛争」に対する ICJ の管轄権を否定する米国の抗弁を却けた（第3章）。本件は②の下での事件であり、両国間には紛争対象となる有効な実体的国際義務が存在していたので、人種差別撤廃条約適用（アゼルバイジャン対アルメニア）事件 ICJ 判決が、相互主義を適用してアゼルバイジャンに条約が発効する前のアルメニアの違反行為に対する ICJ の時間的管轄権を否定したのとは明らかに事情が異なる。しかし、紛争当事国間での裁判付託条項の効力発生は、裁判所への訴えを可能とする手続的要件ではあるが、条約の解釈・適用・履行紛争の範囲をどのように理解するかによっては、裁判付託条項の効力発生前に発生した「紛争」について ICJ が管轄権を行使することは必ずしも排除されていないことが示唆され、後のジェノサイド条約適用（BH 対 FRY）事件等では紛争当事国間に条約関係が成立する前に生じたとみなしうる出来事に ICJ の管轄権が行使されている。

以上の前題作業を基礎に置いて、次には、人権諸条約の裁判付託条項を根拠として ICJ に提訴された諸事件について、人権条約上の実体的義務の対個人的又は条約当事国間の対世的性格等が ICJ の時間的管轄権にどのような影響を与えるかを検討（立命館法学2025年4号掲載予定）することしたい。